

# 川崎市立子母口小学校いじめ防止基本方針

令和4年度 学校経営方針

- 教育関係法規
- 川崎市教育振興基本計画  
かわさき教育プラン

## 学校経営の重点

地域、家庭、児童の実態に応じた創意ある充実した教育課程を実施し、自ら考え判断し行動する能力と望ましい連帯感や勤労と奉仕の精神を持ち、知・徳・体の調和のとれた「心ゆたかなたくましい子」を育成する

## 学校教育目標

心ゆたかなたくましい子を育てる

すべての教育活動の根幹

「人権尊重教育の精神をもとに」

## 目指す子ども像



- ① 考える子
- ② ねばり強い子
- ③ 思いやりのある子
- ④ たくましい子

- ①よく見、よく聞き、筋道立てて考える。
- ①身の回りの事象・現象に興味関心を示し、進んで取り組み、自分の見方・考え方を持とうとする。
- ②自己制御ができる強い意志を持ち、進んで物事に取り組む。
- ③お互いを認め合い、関わり合い、心穏やかに生活する。
- ③自然を愛し、美しいもの、崇高なものに感動する心を持つ。
- ④命を大切にし、健康安全に心がけて生活する。
- ④自分の力でできることは自分で決め、最後までやり抜き、責任を持つ。

### 豊かな心を育む

- ・人権尊重教育、支援教育、キャリア在り方生き方教育、道徳教育、体験学習、豊かな読書活動の充実（豊かな人間関係づくりと自己理解・他者理解）
- ★個に応じたきめ細やかな児童理解と児童指導
- ・「共生＊共育」を通じた学級集団の把握と改善
- ★教育相談の充実
- ・感動ある学校生活の推進（きれいな学校づくりと各種活動の充実）
- ・児童の自治的・自発的活動の推進

### 確かな学力をつける

- ★学習指導要領の趣旨を踏まえたカリキュラムマネジメント
- ★GIGAスクール構想の推進と情報教育の充実
- ★支援教育（特別支援教育、個別支援教育）の推進
- ・校内研究の推進、学習状況調査の分析と活用
- ・教職員一人一人のステージに応じた研究・研修の推進（子どもの学びを高める、わかる授業・楽しい学習の創造）

### 健やかな身体をつくる

- ★感染症対策の徹底と児童の意識づけ
- ・健康教育および身体づくりに向けた活動の推進
- ・校舎・校庭の恵まれた環境を生かした活動の工夫
- ・食育の充実と推進
- ・安全対策の徹底と安全・防災教育の充実
- ★安全で満足感のある運動会の実施

### 地域とともに歩む

- ・コミュニティ・スクールとしての取組の推進
- ・地域を愛し、地域の教育力を生かした学習活動の推進
- ★学校評価システムを活用した教育活動の改善と充実
- ★各種たよりや学校ホームページ等を活用した情報発信
- ・コミュニティ・スクール会議や学校教育説明会・報告会等の機会における情報発信と共有
- ・「幼・保・小」「小・小」「小・中」連携の充実と推進
- ★新道の伸延に伴う安全で安心な通学路の検討

。SDGsにかかる取組の推進

今年度の子母口小の合言葉（約束）

“自分がされていやなことは人にしない（言わない）”

もし失敗してしまったら…

自分の言動を振り返り『失敗を認める』、相手も『その気持ちを受け止める』

→やり直し・仲直りの機会の確保

→いじめへの対応も大切な教育場面の一つとして捉え、把握した事実関係に基づき、保護者と連携して適切に指導するとともに、可能な限り人間関係の修復に努め仲直りの機会を通して成長を促す。

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

## ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

## ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・児童支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和4年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務主任、総括教諭

学年主任

支援教育コーディネーター・教育相談担当

[ 養護教諭 児童指導担当  
スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣） ]

\* [ ] 内は、必要に応じて参加する。

### 【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成（1～6年、特別支援級）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携
- ・PTA地区委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・家庭センター（児童相談所）との連携

## 7 令和4年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・かわさき共生＊共育プログラムの取組についての確認</li> <li>・保護者面談（教育相談週間）の実施</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回効果測定の実施・結果集約</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> <li>・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回学校生活アンケート実施、結果を受けての対応</li> </ul> <p><b>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</b>  <b>(具体的な内容→いじめ防止ポスター制作、いじめ防止標語募集などの啓発活動</b>  <b>アンケートなどをもとにした児童理解 )</b></p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回効果測定の実施・結果集約</li> <li>・インターネット利用アンケートの実施と集約</li> <li>・希望制保護者面談（教育相談週間）の実施</li> <li>・夏休み期間中の対応確認</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・インターネット利用アンケートの結果について</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回学校生活アンケート実施、結果を受けての対応</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第3回効果測定の実施・結果集約</li> <li>・保護者面談（教育相談週間）の実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
2	<p><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b>  <b>(具体的な内容→今年度の反省と課題の確認)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童・生徒の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・クラスや学年による集会など人間関係づくりのレクリエーション
- ・代表委員会によるあいさつの啓発活動

#### [交流活動の活性化]

##### ○縦割り活動

- ・1年生と6年生（入学時期）「6年生お助け隊」  
「おはよう」の声かけ、ランドセル等の片付けの手伝い、中休みに遊ぶ、掃除の手伝い
- ・1年生と2年生…生活科の学校探検（2年生が1年生を案内する）
- ・6年生と1～5年生（卒業の時期）  
6年生への感謝の気持ちを込めてお祝いのメッセージ作成

##### ○委員会活動

- ・生活安全委員会…朝のあいさつ運動、声かけ運動（挨拶、廊下歩行等）
- ・運動委員会…声かけ運動（中休み）
- ・集会委員会…リモート集会

##### ○幼保小中連携活動

- ・小中連携…中学校吹奏楽部による演奏会、文化祭・図工展鑑賞交流  
中学校体験入学（6年）
- ・幼保小連携…小学校の紹介（掲示物等による）
- ・特別支援級連携…隣接小学校支援級、中学校支援級との交流

##### ○地域との交流活動

- ・総合的な学習の時間（4年生）での高齢者施設訪問
- ・こどもフェスティバル（実施未定）
- ・町内会ごとのお祭り（実施未定）

#### [啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成

### 保護者の取組（PTA活動）

- ・おはよう運動…全保護者による安全確認、あいさつ運動、見守り活動
- ・地区委員さんによる安全確認、あいさつ運動、見守り活動

### 地域住民の取組

- ・安全パトロール隊などによる地域での見守り活動、安全確認、あいさつ運動
- ・コミュニティスクール会議や地域教育会議における情報共有や協議